

- | | |
|----|--|
| 18 | 新実用新案法第四十七条第一項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日以前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。 |
| 17 | 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願には、適用しない。 |
| 16 | この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第八十六第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。 |
| 15 | (意匠法の一一部改正に伴う経過措置) |
| 14 | 第四条 第三条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第四条第二項、第九条、第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第八十四条の三第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。 |
| 13 | この法律の施行の際に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 |
| 12 | 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の際に存する通常実施権にも適用する。 |
| 11 | この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法（以下「旧意匠法」という。）第二十八条第三項又は第三十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。 |
| 10 | 新意匠法第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。 |
| 9 | 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百二十号）第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する平成十六年改正特許法第一百四条の三第一項の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。 |
| 8 | この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新意匠法第四十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 |
| 7 | 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用する。 |
| 6 | 新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。 |
| 5 | 新意匠法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。 |
| 4 | 新商標法第三十八条の一（新商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年改正商標法）による改正後の商標法（以下「平成十六年改正商標法」という。）第十三条において準用する平成十六年改正特許法第一百四条の三第一項の規定（平成十六年改正商標法第十三条の二第五項（平成十六年改正商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。 |
| 3 | 新商標法第三十三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際に存する特許権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。 |
| 2 | 新商標法第二十一条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権について適用し、この法律の施行の日前に第四条の規定による改正前の商標法（以下「旧商標法」という。）第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。 |